

近世鷹場と環境：福岡藩を事例に

福田, 千鶴
九州大学基幹教育院：教授

<https://doi.org/10.15017/1807786>

出版情報：鷹・鷹場・環境研究. 1, pp.19-41, 2017-03-25. 九州大学基幹教育院
バージョン：
権利関係：

<論文>

近世鷹場と環境—福岡藩を事例に—

Early Modern Hawking Grounds and the Environment :
A Case Study on Fukuoka Han in Japan

福田 千鶴

FUKUDA, Chizuru

要旨

本稿の目的は、近世の日本列島において広範に設置されていた鷹場と環境の関係を指摘することにある。古代以来、日本では鷹狩文化が継承され、16～19世紀半ばの近世日本でも領主階級は鷹場を設置し、法令によって鷹場内における資源を管理してきた。その目的は領主の儀礼や狩猟行為を維持するためという領主的契機であり、必ずしも環境保全という意識のもとにあったわけではない。

しかし、鷹場において領主階級に制限されて日常的に営まれた小規模な狩の一方で、数十年に1度行われる大規模な狩が増殖した生物の個体数を激減させるという循環構造があり、そのもとで江戸時代の鷹を頂点とする生態系が維持され、人と環境は調和的に共存していたのである。

よって、鷹場を庇護してきた幕藩体制が崩壊したことにより、鷹場文化を維持する政治的・社会的インフラが喪失したことが、その後の環境破壊に与えた要因とみなされる。近代化過程の歴史にこの問題を位置づけるべきためには、まず日本列島における近世鷹場と環境の相互関係を歴史的に解明すべきことを提言したい。そこで、福岡藩を事例に鷹場と環境の関係を概観し、今後の研究課題を整理したい。

Abstract

The purpose of this study is to indicate the relationship between hawking grounds (Takaba) and the environment of Japan in early modern period.

Falconry and Hawking culture had continued since antiquity in Japan. The lord class established Takaba system and hawking grounds were set in over wide-spread during Edo period (1600-1867). Environmental resources had been managed for a long time under various laws. The purpose was lord-like opportunity which maintain lord's courtesy and hunting act and it wasn't under the consciousness as environment protection.

But, hunting was restricted to the lord class in hawking grounds and there was circular structure which small-scaled hunting were carried on daily and large-scaled one was performed once per tens of years and it made the natural habitat of many birds and animals destroyed and multiplied animals were decreased sharply. The ecosystem in the Edo period was maintained by such as hawking system. Man and the environment had been coexisted with harmony.

Therefore the shogunate and Lord's hawking system which hawking grounds has been

protected was rotted by Meiji restoration, political and social infrastructure which maintains Falconry and Hawking culture were lost. I want to suggest that environmental destruction of the modernization process in Japan should be placed the factor as the loss of Hawking system. So, I'd like to survey the relation between Hawking grounds and Environment in the case of Fukuoka Han and put tasks for future research.

はじめに

日本列島には四季があり、自然豊かな国として知られている。森、川、草原、湿地、海などの山野河海が、様々な場所で相互にバランスを保ちながら、日本列島で人は文化的な営為を続け、生物多様性を維持してきた。近年、都市化による環境汚染や里山の荒廃などが進み、環境破壊が深刻化したことが問題視されているが、ともすれば日本が近代化過程をたどるなかで科学技術が重視され、自然が顧みられなくなった結果、環境に対する人々の意識が弱まったことに原因がもたらされがちである。しかも、それとの対比で、前近代、なかでも江戸時代は自然と人とが調和的に生きていた時代と評されることが多い¹。

しかし、環境破壊は近代化過程にのみ起きたわけではない。武井弘一『江戸日本の転換点—水田の激増は何をもたらしたか』（NHK 出版、2015年）によれば、自然に恵まれた循環型と考えられがちな江戸時代の村は、表層では持続可能な社会にみえるとしても、深層では18世紀前半の新田開発のピーク以降、「水田リスク社会」に陥っており、その新たに創られた「自然環境」の維持が困難であり、持続可能ではない、すなわち環境劣化に陥りやすかったことを指摘している。つまり、中期的な時間軸で捉えた場合に、その時代の自然環境だと思われている風景は、歴史的な土地利用の結果として自然化した二次環境なのである。短

期的な時間軸で捉えれば、歴史的に人は生態系の成立条件と多様性に主要な環境因子として立ち現われて影響を与えるが、影響をうけなかった残余の生態系の条件は急速に悪化するわけではない、といった複眼的な視点で環境因子を歴史的に解明していく必要がある。

すなわち、江戸時代は石高制国家であった。その社会基盤の中心には、もとは温暖な気候で営まれていた稲作が置かれ、冷涼な気候の山地や東日本でも積極的に稲作がおこなわれるようになり、冷害やそれにともなう飢饉に悩まされることになった。これが「水田リスク社会」である。しかし、長期的な時間軸で環境を捉えると、日本列島の植生は約6000年前の温暖化による縄文海進以降、東日本の落葉広葉樹林帯、西日本の常緑広葉（照葉）樹林帯の分布を形成し、江戸時代までの文化的な営みを続けてきたのである。この分布を大きく破壊した環境因子は、杉や檜の針葉樹の植林であり、とくに1950年代に人工林の造成が全国的に進められたことにより、日本の山野環境は大きく変化した。よって、江戸時代の山野環境は、個々の地域において短期的に環境変化がもたらされたとしても、巨視的にみれば東と西の区分を基礎とした山野の生物多様性が維持されており、「水田リスク社会」の残余の生態系として持続可能であったといえることができる。

問題は、その残余の生態系は手放しの状態で持続可能だったのか、という点である。逆にいえば、急激な変化をしなかった環境に、人は何も手を加えずに維持可能だったのか、という問題である。そこで注目したいのが、鷹および鷹場という環境因子である。近世における全国的な水田の増加は水場の生き物を増やしたという意味では生物多様性を豊かにしたが、その一方で開発された広大な水田という新たな環境を維持するために諸鳥・獣害対策を必然化した。しかし、江戸時代の領主的契機により広範に設定されていた鷹場では狩猟規制がとられたため、鷹場は動物の保護地区としての役割を担った²。あるいは、干潟を新

田開発したいとする領民と鷹狩の獲物である諸鳥を確保するために干潟を保護したいとする領主との利害対立を引き起こすこともあり、鷹場は干潟開発を抑制する環境因子でもあった³。

つまり、人が日常的に生活する村落や都市といった空間のみならず、人が生活資源として利用する山野河海にも覆いかぶさるように設定された鷹場は、諸鳥や小動物たちの保護地区として環境保全の機能があり、そのような相互の利害関係の調整のもとで残余の生態系は大きく変化することがなく、持続可能だったとはいえないだろうか。

このような江戸時代の自然と人との関係を歴史的に捉えようとした研究には塚本学の成果があるが(『生類をめぐる政治』、平凡社、1983年)、いまだ十分とはいえない⁴。また、鷹場研究も関東近郊は重厚な研究史をもつが、諸藩の鷹場については紀伊藩⁵、福岡藩⁶、岡山藩⁷、彦根藩⁸など、数藩の事例が分析されているにすぎない。しかも、鷹場を環境史の観点から分析したのはわずかに根崎光男の研究⁹があるのみだが、その対象は関東近郊鷹場に限定されている。よって、江戸時代の日本列島の各地に設定された鷹場と環境の関係を解明しようとする研究は皆無であったといってよい。そこで、本稿ではかつて筆者が明らかにした福岡藩の鷹場について環境史の観点から見直し、諸藩鷹場研究を進展させるうえでの今後の課題を提起することにしたい。

1. 福岡藩成立期の鷹場と環境

かつて筆者が福岡藩の鷹場(留場・猟場・狩場)について分析した際の主眼は、鷹狩をする権利や鷹場の支配権が大名の領主権の伸張を意味し、それが大名と重臣層との対立抗争を引き起こす政治的側面に置かれていた。そこで本章では、福岡藩の鷹場支配の展開を環境の側面から見直してみたい。

福岡藩は北部九州に位置し、筑前一国を支配領域とする。慶長5年(1600)の関ヶ原合戦後に、

豊前中津から黒田長政が移され、初代藩主となった。以後、黒田氏は15代にわたって幕末まで同地域を継続的に支配した。その環境は、福岡平野で発掘された板付遺跡(福岡市博多区)は最古の水田遺構として知られ、福岡藩の儒者貝原益軒(1630-1714)が「土産考」に「筑紫米、いにしへより名産とす」と記したように、古来より稲作に適した地域であった。

黒田氏の入国後は、検地を始めとする領国支配が進められた。そのなかで、慶長11年9月29日には「鉄砲止定之事」3か条と「鷹場鉄砲留之所書立之分」が定められた¹⁰。これは福岡藩の鷹場に関する最初の基本法令であり、その範囲を図1(37頁)に示した。

「鉄砲止定之事」では、宗像郡孔大寺山(付、鎮国寺・池浦)・赤間・大井山・釈迦院山・用山の5ヶ所、粕屋郡立花山・須恵山・若杉山・金手山の4ヶ所、穂波郡内野山・山家山・三箇山(夜須郡も含む)の3ヶ所、計12ヶ所の山を「留山」とし、鉄砲禁止の区域を指定した。加えて、この他に「留山」となっている山は、山の口を開き、給人(知行主)として留め置くことは無用と命じた。つまり、藩主が指定した留山での鉄砲使用を禁止、それ以外の留山の開放を指示した。

年末詳の長政の書状では、家臣の手塚水雪(4000石)が吉野山(鞍手郡カ)を留山にしたので、同山に鹿が付かなくなったことは問題なので、以後は同山を留山にすることは無用と命じた。これは、家臣が留山に指定した場合は、他者に対しては禁猟区となるが、自身(水雪)にとっての猟場となるため鹿が寄りつかなくなったことを意味していよう。ここから逆に、長政が命じた12ヶ所の留山は、藩主の猟場として獲物を確保するために、他者に対する禁猟区として設置されたものとわかる。

「鉄砲止定之事」は鷹匠頭に宛てて出されており、留山の管理(立ち入り禁止)と鉄砲規制は鷹匠頭の管轄下に置かれることになった。しかし、その目的は鷹狩のための環境保全にあったとす

るよりは、治安維持や軍事的役割の比重が大きかったとみられる¹¹。というのも、より詳細に指定地区を確認すると、宗像郡の孔大寺山と赤間山は宗像大宮司の宗像氏の居城があった場所である。池浦・鎮国寺は孔大寺山から西に続く小山で、宗像社（田島社）に至る地域である。さらに宗像社から福岡よりの西側一帯に広がる小山が大井山・釈迦院山・用山にあたる。ここに古城があったという由緒は聞かないが、ここから西へは立花山を押さえれば福岡城までは平坦地が続くため、福岡城の防衛上の理由が浮上する。また、粕屋郡の四山はいずれも中世の山城があった場所であり、やはり治安維持や軍事的理由から留山に指定した可能性が高い。穂波郡の留山は長崎街道を見下ろす山々であるから、これも同様の目的で立ち入りと鉄砲の使用を禁じたと考えられよう。

次に「鷹場鉄砲留之場所書立之分」も鷹匠頭に命じられた。鷹場に指定された範囲は、福岡城を中心とした福岡平野と既述の留山を含む山間部、および福岡城の西側に位置する糸島半島に及んだ。また、赤間から芦屋にかけての唐津街道筋の左右、芦屋および長崎街道の木屋瀬・飯塚といった交通の要衝である宿駅を鷹場に指定し、鉄砲禁止の場所とした。

これらの地域を人の立ち入り禁止にはできないため、留山とは別に鷹場に指定して鉄砲禁止のみを命じ、留山と同様に鷹匠頭にその管轄下に置いたものだが、これも鷹狩の獲物を保護するというよりは、鷹場を名目とした治安維持に設置の目的があったとみた方がよさそうである。というのも、「鷹場」に指定されても、禁止されたのは鉄砲だけであり、鷹の使用や狩猟が禁止されていたとはみなせないからである。

慶長14年11月7日には「御鷹場横目」として「御側筒六組」に福岡の東に位置する粕屋郡12ヶ村・席田郡6ヶ村・那珂郡12ヶ村、同じく「御鷹場横目」として「御歩行衆六組」に福岡の南西に位置する那珂郡11ヶ村・早良郡17ヶ村が定められた。これまで鷹匠頭の管轄下に置かれていた

鷹場の監視を側筒組6組と歩行組6組に担当させることになった。さらに「右割府之鷹場之定」として、次の3ヶ条が命じられた。

1. 藩主直属の鷹師であっても、今回定め置かれた札を所持しない者が鷹を使用した場合は捕らえて言上すること。家中の者は沙汰に及ばず。
2. 鶴であっても鷹場内で鷺・鳧^{かも}を取らせることは停止。
3. 鶉と鷹は、すべて（藩主用に）召し置くので、穿鑿しないこと。組の者に厳しく命じること。

第1条のように、鷹場内では、藩主直属の鷹師であっても鷹札を持たない自分鷹の使用を禁止した。しかし、「家中は沙汰に及ばず」とされたように、鷹の使用は禁止されていない。2年後の慶長16年8月27日には「御鷹師衆」に自分の鷹を持つことが停止とされた。これは第1条の方針をさらに強化したものである。鷹場内でなくとも、藩主直属の鷹師が使用する鷹はすべて藩主の鷹だと規定されたのである。

また、第2条では小型の鷹である鶴であっても、鷹場内では鷺・鴨を捕らせてはならないとあり、鷺と鴨は鷹場内で保護されていた。第3条にある鶉に関しては、慶長14年1月2日にすでに国中で百姓が鶉を捕獲することが禁じられていたが、「給人は苦しからず」とされたので、知行取家臣による鶉取りは許されていた。しかし、第3条では鷹場内に限ってではあるが、鶉と鷹は保護されることになった¹²。

次に、2代藩主黒田忠之（1601-54）は、元和9年（1623）に父長政の死により遺領を継いだ。寛永3年（1626）12月22日には「御獵場定書」を命じ、筑前15郡のうち13郡に対して狩猟規制を定めた。既述のように、初代黒田長政が命じた鷹場は、福岡城の周辺約20kmの範囲に設置されたが、それは平野部に限定されるものだった。しかし、忠之は図2（37頁）のように山間部にまで鷹場を拡大した¹³。

1. A～Jの10郡(網掛けの範囲)では、鉄砲・わな(かりわな・高わな)の停止。ただし、小鳥の捕獲禁止はA～Hの8郡のみとする。
2. 鷹の使用は、免許を受けた者以外は停止とする。
3. K郡は、飯塚茶屋廻りと川島村・立岩村・萱森村・上三緒村・下三緒村・都留三緒村の6ヶ村を加え、鉄砲・わなの禁止。
4. 1～7の山は留山とするので、鉄砲禁止。鉄砲法度の郡内でも、留山以外の場所で鹿を打つことは許可する。
5. 雉は福岡より5里(20 km)内は禁止。その他では、許可する。
6. 城下の福岡で鉄砲稽古は、4組鉄砲頭・傍筒頭の屋敷で、4月1日より8月1日まで4ヶ月間は許可する。それ以外は、一切鉄砲打ちは禁止。

このように、福岡藩では鷹場の拡大策を採用するとともに、鷹場での鉄砲禁止に加え、わなを仕掛けることも禁止した。小鳥の捕獲は福岡周辺の8郡に限ってではあるが、禁止された。ここにおいて、鷹場は諸鳥の捕獲を禁じる禁猟区としての機能が第一義的に求められる場へと転換したとしてよいだろう。留山は12ヶ所から7ヶ所に減じたが、鷹場を拡大させることで禁猟区としての機能が補強された。鷹場内であっても留山以外での鹿打ちが許可されたことは、鷹場拡大の目的が諸鳥保護にあったことを裏づける。第6条で福岡城下での鉄砲稽古を夏期に限ったのも、渡り鳥が来る秋から春にかけて鉄砲を禁止することで、鳥の寄り付きをよくするためだろう。

ここで注目したいのは、鷹の使用を免許制にした第2条である。江戸時代に鷹は武威の象徴であり、鷹の使用権は将軍や大名などの限られた上級武家によって独占されていた¹⁴。鷹を使うことは領主階級の特権だったのである。

そうした権威をもつ鷹で捕えた獲物は、贈答儀礼において尊重された。大名の領国からも領内の産物を将軍に献上し、それに対して将軍から返礼

を得る互酬儀礼が営まれていた¹⁵。産物は鳥に限らなかったが、鳥のなかでも鶴の献上は特別なことであり、秋に渡ってきた鶴を初めて捉えると初鶴として将軍に献上した。将軍が自ら鷹で捕えた初鶴も天皇に献上する儀礼により、朝幕関係が維持された¹⁶。さらに、将軍は狩猟によって捕えた鶴や雁などの獲物を大名に与え、大名はそれを家中とともに共食して長寿を祝うことで武家社会として一体性を保ち、将軍—大名—家臣というヒエラルヒーが秩序化されていた。これら贈答儀礼の頂点に将軍が位置するのか、天皇が位置するのか、については議論のあるところだが、「御鷹の鳥」をめぐる贈答儀礼を維持するための鷹場は将軍の居城である江戸近郊に限られたわけではなく、大名の所領にも設定されていたのである。

換言すれば、諸鳥を用いての贈答儀礼を維持するために、「領主が鷹を放って狩猟する特定の場所」が鷹場であった。この領主の鷹狩を維持するためには、様々な狩猟規制が加えられ、禁猟区として管理され、そこで暮らす領民たちの負担となっていた。よって、実際には鷹猟がおこなわれなくとも、「鷹場としての制約をうけ、負担を折っている村々・地域」や「鷹場役人の管理下にある村々・地域」は広義の鷹場であったと理解されている¹⁷。

これを環境の視点からみれば、鷹場に棲息する諸鳥や小動物は、鷹狩のために「殺される」獲物としての資源破壊を被る一方で、狩猟の際の獲物を確保するために日常的には「殺されない」、つまり資源保護の扱いをうけていた。その意味では、鷹場は環境破壊と生態系維持の両義性を持つ空間であったことになる。武井弘一は、鷹を頂点とする近世型生態系を示し、「江戸時代のヒトとタカとが相利共生の関係にあった」ことを明らかにしている¹⁸。

こうして鷹を頂点とする生態系の一部である野生動物は、鷹の獲物であるとともに、鷹狩を維持するために人によって生態系が管理・維持されていた。鷹狩によって鷹場が利用され続ける限り、

上流階級の狩の目的を持続可能にする方法として鷹場は維持されねばならなかったのである。

これら鷹場の支配は、近世初期には鷹匠頭が代官を兼帯して管理していた。長政期には穂波郡代官の内野太郎左衛門が「狩奉行」に任じられていた¹⁹。これも代官が鷹場を管理することにちなむものだろう。忠之期には御鷹方の土野半四郎（80石）が底井野代官を兼帯し遠賀郡鷹場を預かり、豊嶋理左衛門（80石）が植木代官を兼帯し鞍手郡鷹場を預かった。光之期には鷹場支配は代官の専管となり、御鷹方は鷹狩専門職としての家業化が進み、職制が整備された²⁰。

寛文期（1661-73）になると、福岡藩では家臣の猟を許可する明場と大名の猟を維持するために常に禁猟区に設定した留場に猟場を整備する。明場はさらに、常に鉄砲を打ってよい「不断明場」と、3月1日から7月29日まで鉄砲を打ってよい「夏明場」の2種類が設けられた。猟は鉄砲札をもらい運上銀を納めれば、法度の諸鳥以外であれば狩猟ができた。これは17世紀に干拓や開拓によって新田開発が進められた結果、猪や鹿など森林に生息する野生動物を害獣として駆除する必要が深刻化し、これへの対策として「夏明場」→「不断明場」の順に鉄砲規制が緩和され、一般民にも獣害対策を許可したものである。

しかし、猟場は町場や村落の枠組みを超えて設定された。しかも民衆からみれば留場と明場という区分はあっても、いずれも猟場であることに変わりはない。たとえ、実際に猟が行われなかったとしても、諸鳥取り禁止という網をかけることで一円的な禁猟区が設定されており、藩領域全体にわたって監視が続けられていた。とくに、寛保元年（1741）以降は、大目付一傍示奉行一触一村という監視体制がとられるようになり、猟場はさらに厳しい管理がなされるようになった。

すなわち、寛保元年の法令では次のように定められた。

1. 鉄砲猟御留場で家老を始め鉄砲を打った者がいれば、その名前、逗留日数、捕獲が禁止さ

れた諸鳥の猟を行った者の報告をすること。

2. 餌差等、大名の命令で鳥の捕獲にきた者の逗留日数、捕獲鳥数について報告すること。

3. 禁止された鳩網による諸鳥の捕獲禁止と雉の卵の採取禁止。

4. 領国内で鉄砲猟あるいは鳩網を行った他国からの密猟者の逮捕。

5. 猟場の境界を示す傍示杭の破損修復。

取り締まりの対象は、①家老以下の侍身分、②餌差に代表される鷹場関係役人、③猟師、④他国者となっている。家老という藩内における上級武家であっても、鉄砲猟御留場で自由に鉄砲を打つことは許されず、村落に住む人々の監視下におかれ、狩猟は制限されていた状況にあった。また、他領域からの密猟者に対しても厳しく監視され、鉄砲猟御留場における野生動物は保護され、環境が保全されていたのである。

実際に、庄屋は、毎月、右の報告書を藩に提出した。宗像郡須多田村に伝来する屏風の下張からみつかった廃棄文書によれば、図3（38頁）のような村から提出された。文書は偶然に残されたものであり、提出村の全容を示すものではない。つまり、部分的なものでありながら、その範囲は福岡藩のほぼ全域に及び、毎月の出猟者の報告がなされていたことを読み取ることができる。このような狩猟監視体制のもとに、環境は江戸時代を通じて維持されていたのである。

2. 諸鳥保護の具体例

本章では、鷹場で保護されていた動物を具体的に検討する。

まず、寛永3年（1626）の「御猟場定書」では、福岡城から5里の間は雉取りが禁止されていた。福岡城周辺の8郡では「小鳥」取りも禁止されていた。筑前15郡の内、8郡のみが禁じられていることからすれば、「小鳥」とは法度で捕獲を禁じられた諸鳥以外の小さな鳥という意味だろう。つまり、鷹場の8郡では全ての鳥に対して鉄砲と

わなが禁止されていたと解釈できる。

宝暦7年(1757)8月23日には、傍示奉行に対して「諸鳥締目付」役が命じられ、次の11ヶ条(「諸鳥御法度書物之事」)を誓約させた。

1. 御法度の諸鳥を取らないよう厳しく命じたが、時々盗み取る者がいるので、今回厳しく法度を命じられたことに恐縮している。今後は、この法度の趣旨を厳重に守ること、万一、法度に背く者がいれば、早々に報告すること。諸鳥を盗み取る企てを勧める者と決して共同せず、そのような催しがあれば、即座に報告する。隠して後に露見した場合は、どんな状況でも落度となる。
2. 留場・明場ともに、締道具を持ち廻る者や締差跡がないか監視する。
3. 山々谷々又は堤であっても、締差跡がないか監視する。
4. 川筋は、掛り船で締り道具を持ち廻る者がいないか監視する。
5. 鉄砲赦免の場所でも、猪・鹿・雉・鳩の他、余鳥を打っていないか監視する。
6. 鳩札許可の者が、鳩と鷹の他、余鳥を打っていないか監視する。ただし、鷹は早速、差し上げるべきところ、隠し置く者がいないか監視する。
7. 鶴・鴻・雁・鴨・鷺・落ほむせ鳥等を見つけた者は、隠さずにその村の小屋に持参し、庄屋より右の鳥を早速、送り届けること。
8. 雲雀巢・雀巢を取ってはならないこと。
9. 諸鳥商売をする者がいないか監視すること。
10. 諸鳥を追い荒らし立てていないか監視すること。
11. 他郡であっても、御法度に背く者を見つけたら、その村の庄屋へ届け、その後、すぐに報告すること。

以上に背く者がいないか村中を昼夜監視し、発見すれば早速報告する。もし怪しい者が締道具を所持していれば召し捕えて庄屋へすぐに報告する。御奉公人であっても、その人の宿へ送

り、名前を確認して報告する。万一、隠し置いて脇より露見することがあれば、どのような曲事にも命じられるので、連判をもって書物を提出する。

まず、捕獲が禁止された御法度の諸鳥の範囲だが、第7条にある鶴・鴻・雁・鴨・鷺をさすとみてよいだろう。これらは死傷して落鳥となっても、発見次第の届け出が義務づけられた。鉄砲札を所持して運上銀を納めれば捕獲してよい動物は、猪・鹿・雉・鳩の4種類であった。つまり、諸鳥のうち、雉と鳩は一般民であっても捕獲が許可されていた。ただし、忠之期には福岡城周辺5里は雉の捕獲も禁止されていた。鳩に関しては、元文3年(1738)に早良・那珂・席田・表粕屋といった福岡城に隣接する4郡に対して「鳩網」が許可され、鷹を取った場合は届け出れば代銀を与えると触れが出されたが、翌年早々には「鳩網」は停止となった。その政策意図は説明されていないが、第6条に「鳩札」とあるので、「鳩網」停止後に「鳩札」が導入されて、鳩を取ることが許可制になったと考えられる。貝原益軒の「土産考」によれば、鳩の種類は班鳩・鶺鴒・青鳩・としよりこひの4種類があり、「皆性よし」で「虚を補なふ」とある。鳩の用途の一つには鷹の餌であったのだろうが、精力をつけるための人の食用ともされていた²¹。

鳩と雉以外の諸鳥は、基本的には捕獲禁止として保護されていた。第8条で雲雀や雀の巣が守られ、田畑の収穫を啄ばむ諸鳥であっても追い払いはできなかつたのである。江戸時代の福岡藩は鳥の楽園だったとあってよいだろう。

それでは、福岡藩の領域にはどのような鳥が生息していたのだろうか。表1は福岡藩の儒者貝原益軒(1630-1714)が編纂した『筑前国続風土記』(1703年完成)、および加藤一純(1721-1793)と鷹取周成(1735-1807)が編纂した『筑前国続風土記附録』(1798年完成)の「土産考」の「禽鳥類」を一覧にしたものである。近世前期から後期にかけて、ほとんど変化していないばかりか、

表1 福岡藩領に棲息した諸鳥

鳥名	種類・特長	『筑前国続風土記』	『筑前国続風土記附録』
鶴	白鶴・黒鶴・真鶴、あねは鶴	国中所々に集まる。遠賀郡。	宗像郡・粕屋郡の諸村に特に多い。
鶴		田野に住む。昔はなく、忠之が上方より雌雄4を放ち、のち増加	に
鶺鴒(白鳥)		所々の池に住む	近年、那珂郡野間村の塘にいる。城辺の隄にも稀にいる。
雁	大きなものは鴻(菱喰)		諸所に渡集まる。鞍手・遠賀・宗像・嘉摩・糟屋・志摩郡に特に多い。
鳧	真鴨(緑頭)・小鴨・尾長鴨・赤頭・黒鴨2種・嘴廣(はしひろ)・麦はみ・よしふく・あいさ		種類が多い。
家鴨		家で飼う	鳧鶯(カモアヒロ)という1種あり。
鶺鴒	雁に似て灰色。	所々。他国は稀。矢羽によし。	遠賀郡に稀に来る。
鷹	鷲・コブリ・ツミ・エッサイ・隼・さしば・ちご隼・はちくま・野すり・虫くい・ちうひ・夜鷹など種類多し。	外国より89月に到来、冬は里に下り、23月に外国に帰る。那珂郡五箇山・糟屋郡障子岳・鞍手郡清水山にて網かけにてとる。近年は大蛇島に多くとる。白鷹はとらない。箱崎で毎年隼をとる。	
鷺	大鳥(尾13枚以上)・小鳥(尾12枚迄)		鞍手郡犬鳴山・宗像郡孔大寺山などにいる。城辺にも冬春の頃、たまに来る。海浜にいるのを磯鷺という。
鷺鶯(鶯)		宗像郡大嶋。	上座・下座郡川辺の諸所に多く飼う。海鷺と川鷺の2種。
鷺	青鷺・五位鷺、その他類多し。		
雉	高麗雉あり。	所々の山野。	諸所の山野。特に宗像郡大嶋・糟屋郡宇美河内・早良郡残嶋等が多い。残嶋は高麗雉。
鳩	斑鳩(つちくれ)・鴿(いえはと)・青鴿(あおはと)・としよりこひ		
獺子鳥(あととり)		深山。秋月の山中に多い。平原でも群れをなす。	
喉紅鳥(のごとり)	喉の下が紅	山中。里にも出るが稀。	
いすか	もずより大きい	山中。	
ひは	からひは・たてひは		
鶺鴒		所々。とくに鞍手郡永満寺の原に多い。白鶺鴒が同郡水原村にあり。	
鶺鴒(しぎ)	小鶺鴒・山鶺鴒・羽斑鶺鴒・胸黒鶺鴒・きょう上鶺鴒・尾白鶺鴒・とうねご・くびたま・千鳥等。	林中にあり。	
鶺鴒(ぼとしぎ・かやくき)	鶺鴒の類		
三光鳥	鳥鳳(おながとり)の類	上座郡宝珠山・志波、直方辺にあり。	
鶺鴒(しとど)	青・頬白		
川鳥	ひえ鳥ににて黒い	山川のほとり	鞍手郡脇田・犬鳴谷・那珂郡五箇山・夜須郡江川等の谷川。
燕	大小2種	海辺島などにあり。	
しゃくなぎ		海辺所々。	
鶺鴒		所々山中深谷の淵に住む。	上座郡小石原の谷川に特に多い。
けり	灰色、羽先黒、嘴黄色		
都鳥	嘴足赤、白黒斑	香椎のみ。	
秧鶏(くいな)	水鶏、大は鶺鴒くいな、小は黒鳥	水辺に住む。	
信天翁(らい)	あほう鳥・おきの太夫	海辺にあり。	遠賀郡嶋郷・岩屋浦の磯辺に稀にいる。
漫画(まんぐわ)	泥鴨・うかる(簗鶯)	海にあり。	
鶺鴒(かささぎ)		昔はなし。寛永年中に肥前より来る。高麗からすとも。	
方目(ぼん・梅首鶺鴒)		当国には少なし。	
鶺鴒			
みさご			
その他	鶯・雲雀・杜鵑(ほととぎす)・かっこうどり・山雀(やまがら)・目白・四十雀・施目(ぼんのうさぎ)・カワセミ・山鶺鴒・まめまわし・啄木鳥(けらつつき)・鶯・むくわり・つぐみ・ひえどり・もず・ひたき・うそ・みそささい・せきれい・かいつぶり・鼻・みみづく・コマドリ・椋鳥・暹羅鶺鴒(しゃむろ)・烏骨鶺鴒・矮鶺鴒(ちやぼ)・烏・鶯・紅鶺鴒(とき)・雀		

生息地が増加する傾向がみてとれる。

記載順に鶴・^{こうのとり}鶴・鶺鴒（白鳥）・雁・鴨（鳧）・^{あひる}家鴨・^{のびん}鶺鴒までが、鷹の前に書かれている。これらは鶴を頂点にして、贈答用・食用の鳥として重宝された鳥である。家鴨は家禽だが、その他は基本的に野生動物である。既述の捕獲法度の鳥が含まれており、江戸時代に福岡藩で重宝された諸鳥の順位を表すものとみなされる。

鶴は白鶴・黒鶴・真鶴と3種類が主におり、遠賀郡を始めとして近世後期には宗像・粕屋郡にも多くみることができ、越冬を終えて北帰行の際に集まる場所になっていた²²。実際に、後述する広羽家の記録によれば、遠賀郡底井野・浅木、御笠郡大宰府、粕屋郡箱崎、早良郡原村で鷹に鶴を羽合せている。現在、福岡県内で鶴が飛来する場所は皆無であることに鑑みれば、福岡藩領内で鶴が生息する環境はどのように保全されていたのかという点は、環境史の観点から今後明らかにしていく必要がある。

続いて鷹は種類が多いとしながらも、鶺鴒・コノリ（鶺鴒の雄）・雀鷹・^{つみ}悦哉（ツミの雄）・隼・さしば・ちご隼・はちくま・野すり・虫くい・ちうひ・夜鷹などとしていて、大鷹を含まない。よって、福岡藩では大鷹を自前で入手できず、他領・他国に求めなければならない、という状況にあったことがわかる。なお、鶺鴒等を網かけする場所は、わずかに那珂郡五箇山・粕屋郡障子岳・鞍手郡清水山の3か所があったが、留山に指定された山ではない。また、粕屋郡では毎年隼をとったとされ、小呂島（大蛇島）でも捕獲していたことは、次章で扱う広羽家文書でも小呂島での網かけが確認できる。『筑前国続風土記付録』下の小呂島（「於呂島」）の挿絵には「鷹岳」が描かれている。

鶺鴒・鶺鴒の次に出てくる鶺鴒以下の鳥は、御法度の鳥ではないが、保護すべき「余鳥」にあたるのだろう。そのなかに鶺鴒・雉・鶺鴒が含まれている。鶺鴒は筑前国中で一般的にみることでできる小鳥であったが、既述のように百姓が取ることではできなかった。また、古代・中世に重宝されていた雉が

鶺鴒に取って代わられる過程とその理由とを検討する必要があるが、江戸期に雉は鳩とともに保護の対象外とされた鳥であった。

なお、参考までに福岡藩領で確認できる動物は、馬・牛・犬・^{まみ}猫（穴熊）・野牛・^{かもしか}羚羊（かもしか）・^{あしが}海獺・狐・狸・兔・^{いたち}鼬・^{てん}貂鼠・^{うくるとち}鼯（もぐら）・^{しい}管・山犬・狼・野猪・鹿・^{かわうま}水獺となっている。とくに山犬・狼・野猪・鹿・水獺の五品は「國中処々に多し」とある。『筑前国続風土記附録』では、サルが加えられており、鞍手郡犬鳴山・宗像郡赤間山にとくに多いとしている。現在の福岡県下では、絶滅しかかっていた猪や鹿が増加し、獣害が深刻化しつつある。しかし、狼や水獺の姿をみることはできず、この2種が福岡領内の各所に多かったという事実は驚きである。村落環境における猪鹿の獣害といった側面だけでなく、狼に襲われる恐怖の一方で猪鹿の天敵でもある狼とも共存しつつ暮らす人々といった視点で村落史を見直していくことも必要だろう。

また、狼被害の一例を紹介すると、初代藩主黒田長政は夜須郡桑野曲村と穂波郡内野村にまたがる山家山に馬牧を仕立て、東西長さ一里、南北長さ一里を土手で囲った。しかし、内野山から狼が出て馬を襲うことに加え、雪が深い所であったため、長政の代に馬牧は諦めたのだという（『筑前国続風土記』）。これは山家山のみならず隣接する内野山が留山であったため、そこに生息する狼を結果的に保護することになり、皮肉にも馬牧を諦めざるをえない事態となった。狼被害は東日本に限る問題ではなかったのである²³。

なお、鷹餌となる雀は、郡村から村継で福岡の鷹方役所まで送っていたが、享保2年（1717）からは郡村に命じて銀10貫目を上納させ、その費用で鷹方役人が運送することにした。その後、寛保2年（1742）には銀納を米納に変え、鷹餌五勺米として、田畠高1石につき米5勺を課すことになった。鷹餌は犬²⁴や鳩も用いられた他、近世後期には鶏も用いられている²⁵。

3. 藩主の遊獵と鷹匠

最後に実際の獵がどのようにおこなわれていたのかを概観する。まず、福岡藩の鷹方を勤めた広羽家の記録(「広羽元宜要録」)から、近世後期の藩主の遊獵を具体的にみていきたい²⁶。これは表紙に「兼て顕し置しを撰物也」とあるように、藩主出獵のすべてを記録したものではない。そのことは、出獵の際に案内を務めた志摩郡高田村庄屋是松家に伝来する覚書²⁷とつけあわせると、広羽家の記録では確認できない出獵があるところからも裏づけられる。とはいえ、出獵の概要をうかがい知ることができる貴重な記録なので、以下に項目にわけて解説していきたい。

○「御拳の鳥」と「捉飼の鳥」

藩主が自ら捉えた獲物は「御拳の鳥」、鷹匠が捉えた獲物は「捉飼の鳥」または「取飼の鳥」と称した(以下、「捉飼の鳥」とする)。これは将軍が自ら捉えた獲物を「御拳の鳥」と称し、鷹匠たちが獲物を捉える場所を「捉飼場」と称した構造と類似する。ただし、福岡藩では「捉飼場」という鷹匠用の獵場は設定されておらず、藩主の鷹を用いて鷹匠が捉えた獲物の鳥を「捉飼の鳥」と称したにすぎない。

なお、藩主自らが鷹獵をした際は「御羽合」、これを手助けするために鷹匠が鷹を羽合せた場合は「脇」、鷹匠が必要に応じて鷹で鳥を取った場合は「羽合」「捉飼」と表記される。以下、この用語を使い分けて表記する。

○鷹の種類と数

藩主が所持する鷹は、大鷹・鶺鴒(隼)・鶺鴒の3種類である。鷹匠が預かり、飼育した。1回の出獵には6～10据の鷹が伴われている。

文政2年(1819)正月の遠賀郡出獵では、金沢・津軽・七ノ戸・鬼切埜・山袖山・松前・新山の7据、文政10年9月に江戸から帰国した世子長溥を遠賀郡黒崎に出迎えた際には、鶴ノ池・二王埜・泉埜・知理内・森岡兄・申初種鶺鴒の6連の鷹の名がある。

同年(文政10)11月5日に藩主斉清が志摩郡に出獵した際には鶴ノ池・泉埜・最上・知理内・茶釜林兄・門山兄・子ノ初種・二番若隼の8連、その2日前の3日より世子長溥が遠賀郡底井野に10日間出獵した際には、森岡・二王埜・江刺埜・野添・二ノ究・申ノ初種・戌ノ初種・蒲生・初種・上方隼の10連が据えられた。つまり、同時期の出獵なので、計18連がいたことになる。

この他、文政13年閏3月に下座郡三奈木方面に藩主斉清が出獵した際には、御鷹・鶴ノ池・二王埜・朝日山・二番隼・三番隼の6連を据えた。天保6年(1835)8月に長崎警備の帰路に藩主長溥が久留米藩有馬氏の領内で放鷹をした際の鷹は、御鷹・黒岩山・初種隼の3連であった。同年7月には宮古崎大鷹・若柳・米内、同年10月には金花山巢兄という新しい鷹の名も確認できる。この間に死んだ鷹もいただろうから確実な数字ではないが、およそ20連前後の鷹が飼われていたとみても大きな間違いではないだろう。

そのうち、御鷹とあるのは、藩主の愛鷹だろう。というのも福岡黒田家は国持大名であっても、将軍家から御鷹を拝領できる家格ではなかった。国元に帰国する際に御鷹をもらえる家を『武鑑』で確認すると、尾張徳川家・紀伊徳川家・水戸徳川家・津山松平家・会津松平家・加賀前田家・彦根井伊家・松山松平家・桑名松平家・忍松平家・中津奥平家・姫路酒井家の12家のみであった²⁸。

例外的に、寛政5年(1793)に9代藩主黒田斉隆(実は一橋徳川治済の次男)が家督後はじめて帰国することになり、3月2日に江戸城大奥へ黒田家の老女が呼ばれ、「御内分」にて「御鷹 片埜前山雁捉」を拝領した。おそらく将軍家斉と縁戚関係(家斉の実弟)にあることがその理由であり、『黒田新統家譜』にも「御鷹を賜ふことハ、最特恩なりとかや」と記されている。それから天保6年(1835)までは42年を経過しており、斉隆が拝領した御鷹がそれほど長命であったとは思えない。つまり、将軍から拝領した鷹のみを「御

鷹」と称するわけではない、という点を確認しておきたい。

○鷹の入手方法

①領内での網掛け

博多湾から約 40 km 離れた玄海灘に浮かぶ小呂島で、網掛けをして鶺鴒（隼）や鶴を捕え、夜据をしている。金沢・津軽・森岡というような固有の名前が付けられる大鷹とは異なり、二番隼、三番隼、四番鶴といったように、番号で管理された²⁹。文政元年（1818）8月16日に小呂島で捕獲した二番鶺鴒は、9月6日に^{とぎ}罫に入れ、翌春に鶺鴒・雲雀を羽合せた。

文政6年5月1日には、沖の島（宗像郡神湊より約 57 km の島）より隼が持ち帰られ、鷹匠に預けられた。また、天保4年（1833）10月10日には、福岡城の「御庭内」に飛来した鶺鴒を藩主自らが捕獲した。「諸鳥御法度御書物之事」第6条にもあったように、鷹はみつけ次第に捕獲して藩に提出する必要があった。領内の鷹はすべて藩主のものであり、藩主から許可を受けた者しか鷹を使用することはできなかったのである。

②江戸からの下り鷹

文政2年正月に遠賀郡に藩主が出獵滞座した際に据えた鷹7連の内、金沢・津軽・七ノ戸の3連は「鶴取従江戸」と書かれているので、江戸から持ち下った鶺鴒を取ったことのある大鷹であった³⁰。実際にこの時、藩主は津軽を御羽合せて鶺鴒を取った。文政10年4月12日に久留米藩主有馬氏より江戸から持ち下りの進物として、江刺罫・知理内・門山兄・月光粕尾鶺鴒の四据の黄鷹を贈られている。後述する蒲生隼も有馬氏から進物であったとされる。天保8年（1837）9月には江戸より持ち下りの鶺鴒黄鷹黒岩山を鷹匠に預け、10月12日に初鶺鴒捉飼をしている。

既述のように福岡領内では大鷹を入手できなかった。近世前期には対馬宗家から朝鮮大鷹を入手したこともあったようだが、近世後期には大鷹の産出国の領主からの進物または購入、鳥問屋を通じての購入といった手段等により、江戸で入手

して国元に下す方法が有力な入手ルートであったといえよう。

③鳥屋からの購入

嘉永4年（1851）正月には大坂鳥屋が持参した大鷹四据を購入している。ただし、この年以外にそのような記事は確認できない。

○出獵先

出獵先は、福岡城からみて東郡、西郡、南郡の三方面に数日間を滞座した。近郊であれば、日帰りの場合もあった。獵場としては、遠賀郡底井野、粕屋郡吉塚・箱崎・上須恵・青柳、那珂郡五箇山、早良郡内野、御笠郡宰府・二日市、上座郡久喜宮、下座郡三奈木、志摩郡内等である。

文政10年（亥）9月14日に世子長溥を遠賀郡黒崎に出迎えた際には、長崎街道を通過して遠賀川を越え、底井野一上木付一大隈村辺りで獵をした。底井野天満宮社近くの平田に飛鳥一羽がいたので、泉罫を御羽合せた。獲物が書かれていないので、逃したのだろう。その後、唐津街道を通過して赤間から青柳に行き、同所に一宿した。ここで申ノ初種という隼に雁2羽を御羽合せ、鷹匠が脇を務めて雁1羽の計3羽を取った。その後、箱崎を通過して帰城した。

遠賀郡底井野は藩主や家臣の遊獵場所として頻りに利用された。『底井野覽古』という記録によれば、この一帯の田の中には「御寄り所」という土手が808結半あり、その内の408結半が底井野に設置されていたという。これは7尺屏風のようなもので、鷹狩の際にこの土手に隠れて鳥に忍びよる。また、鴨の御罫^{ねぐら}3ヶ所、雉の御罫6ヶ所、鳩の御罫等があり、御罫方御側筒の支配を受ける御餌罫という者がいて餌付けをしていた。このように獵場の保全がなされていたが、鷹狩で取れる獲物は限られていたことがわかる。

この他、6代藩主黒田継高が早良郡田島村（福岡市城南区）に狩場として設けた別邸である友泉亭に行くことも出野と称した。

○獲物の種類

鷹で捉えた獲物は、鶺鴒・雁・真鴨・小鴨・鶯で

ある。時には鉄砲や弓で取ることもあった。天保元年（1830）4月1日には南郡に出猟した帰路には鶴を鉄砲で仕留めている。

そのうち鶴の捕獲場所は、遠賀郡底井野・浅木、粕屋郡箱崎、那珂郡原村、御笠郡大宰府等である。なお、鶴が飛来するとされた宗像郡内に出猟した記録はない。文政6年5月16日には友泉亭において大鷹（茶釜林兄）で脇を付けて鶴を捉飼したが、日付からみてこれは渡り鳥ではなく、友泉亭で飼育された鶴だろう。

なお、申ノ初種、子ノ初種、蒲生という隼が鶴を羽合せており、鶴取りの鷹は大鷹のみではなかったことがわかる。

○御鷹方（御獵方）の仕事

鷹匠頭の下には、鷹匠（^{すさま}据箭）・^{てあき}手明・鳥見・餌差がいた。そのうち、『天保分限帳』で「御鷹匠頭支配御竿獵方」の若松角一（9石3人扶持）は、同じ鷹匠でも竿で鳥を捉える竿獵の専門であったらしく、山袖山という鷹は角一が捉えたものであった。とはいえ、明治初年の分限帳で、角一は御鷹匠頭に昇進している。

また、御鷹方は御獵方とも称されたように³¹、鷹狩のみを扱うわけではなかった。たとえば、文政5年4月より早良郡に出猟があった際には、鷹匠たちは鮎の川獵の脇を務め、夕刻には自身のとった鮎を拝領している。文政9年3月2日には、これまで「御漁」は「御峙方」の受け持ちであったが、以後は「御鷹匠頭」の受け持ちに変更され、桜羽三右衛門と広羽平之允が「御漁」の担当となった。

○藩主の出猟の実際

最後に、藩主斉清や世子長溥の獵の具体例を是松家文書からみていくことにしたい。

まず文政頃に藩主が志摩郡に出猟した際の行程を示すと次のようになる。

1. 今宿東入口青木村抱田の中で暫く御鷹獵
2. 徳永村抱江の口川板橋の南手にて暫く御鷹御馳
3. 元岡村抱大宮司壺作の所で雁一羽御鷹獵

4. 水崎堤にて白羽の鴨を弓獵、飛び去る

上記の間、一行は歩行を続け、宿泊先の桜井村まで進み、この日の獲物は雁1羽であった。桜井村に到着した藩主は、上下を着用して、駕に乗って与止姫神社に参詣した。案内庄屋が、本日仕留めた雁を三宝に載せて藩主の跡に従い、持参して奉納した。藩主は社の門口で駕を降り、それより歩行して社参した。与止姫神社は、神直日、大直日、八十枉津日の三神を祭る京都吉田流に属する神社で、大宮司は筑前国中の社職の惣司を務めた。捕獲した雁を奉納したのは、大宮司保有の一作田（新田）で仕留めたことによるのかもしれない。翌日（6日）は元岡・今宿を通り帰城した。終日雨であったので、駕に乗って戻った。

文政11年（1828）3月13日から15日の3日間にかけては、世子長溥（18歳）が志摩郡・怡土郡に出猟した。

<13日>

1. 七寺川にて御網獵
2. 青木松原今宿内で御竿獵
3. 横浜にて御竿獵
4. 新倉辺で御弓獵1度
5. 浜崎所々で御竿獵
6. 浜崎西で御弓獵1度
7. 今津梶原殿開にて御弓獵2度
8. 今津町内で御竿獵
9. 大原松原にて所々で御竿獵、大原村内でも所々御竿獵
10. 大原山ノ口宅にて小休、西女坂の際まで御鷹獵
11. 宮浦海中の鵜石に鵜が1羽おり御弓獵。鵜は逃げ、矢は石に当たった。
12. 宮浦で小休、三所神社参詣、宮浦の内、所々御竿獵
13. 西浦村の内、御竿獵、同村小休
14. 西浦の鯛網上覧
15. 桜井大宮司宅に宿泊

<14日>

16. 野北村で御竿獵

17. 芥屋大門へ天神松原より乗船、社人柴田出羽宅で小休
17. 芥屋より岐志の間の松原で御竿獵
18. 岐志新村新町で昼休
19. 岐志東松原で御竿獵
20. 御床村で小休
21. 辺田で御竿獵
22. がふら川橋下で御網獵、しばらく御釣獵
23. 前原御泊座所にてすぐに御竿獵

<15日>

24. 浦志村抱往還下の田にて御鷹獵、雁一羽。
25. 潤村の内御竿獵
26. 高田村往還の筋、御竿獵
27. 太郎丸村の雀藪に鷺の巢喰を鳥見2～3人に調査させる
28. 周船寺村抱内にて御鷹獵、小休
29. 板持村の土手で御鷹匠頭が御鷹馳、鷺を押さえ
30. 北原の東西の川土手で御弓獵
31. 今宿郡屋で小休
32. 姪浜宿泊

以上のように3日をかけ、かなり早い速度で糸島半島を一周した。獵の種類は、鷹獵・竿獵・弓獵・網獵・釣獵があった。これらの移動距離からして、「御竿獵」とあるのは竿につけたトリモチで鳥をとる獵だと考えられる³²。時々鷹を御羽合せ、15日には雁一羽を捉えているが、18歳という年令から竿獵が好まれたのだろう。

文政12年4月8日に世子が日帰りで志摩郡に出獵した。この時は、横浜→北原→田尻→太郎丸→高田→板持を廻って帰城した。このとき、板持村の牟田で、「ガモウハヤウサ」という「名鷹」が逃げる事件があった。馳順は2番の筈であったが、1番に進み、大きく逸れてしまったのだという。翌9日早朝より鷹匠今中安右衛門が案内庄屋とともに村中を探したが発見できなかった。ところが、中津領川原村抱長石村庄屋塩田藤五郎が行掛り、捕獲して徳永村庄屋方へ送り届け、徳永村より返納された。他領の者であっても、鷹を捕獲

して関係者のもとに適切に届けており、いかに鷹の監視体制が行き届いていたが判明する。

この蒲生隼は、文政12年12月1日に藩主斉清が大宰府で御羽合せで真那鶴を捕獲した（「広羽元宜要録」）。「名鷹」といわれるゆえんであろう。なお、ほどなく蒲生隼は死んだ。鷹匠頭の桜羽三右衛門が貰い受け、自分の屋敷内に松尾権現として祭ったという。この蒲生隼も久留米有馬氏から贈られた鷹だった。

文政13年4月25日には世子が志摩郡に出獵し、今宿→北原→田尻→板持→志登（宿泊）→元岡→太郎丸→今宿を廻った。帰路の江の口川の女原から今宿堺の内の田の中で御鷹獵があったが、獲物は記されていない。

以上のように、数日にわたる獵に出かけても、藩主・世子による獲物は数えるほどであったことがわかる。期間も田に水をはる5月中旬には獵を終え、9月から再開している。

これとは別に追山という狩獵がある。いわゆる巻狩で、天保4年（1833）4月に西郡で追山があった。この時の獲物の数はわからない。

表2 若杉山の藩主出獵と獲物数

和暦	西暦	数	種類	和暦	西暦	数	種類
天保5	1834	5	—	安政7	1860	25	—
天保8	1837	7	—	安政7	1860	17	鹿
天保12	1841	6	—	文久元	1861	10	鹿
天保13	1842	6	—	文久2	1862	12	鹿
天保15	1844	17	—	文久3	1863	2	猪
弘化3	1846	—	—	文久3	1863	52	—
弘化4	1847	18	—	元治元	1864	43	—
弘化5	1848	25	—	元治2	1865	—	—
嘉永3	1850	22	—	明治元	1868	37	鹿
嘉永6	1853	30	—	明治元	1868	35	鹿
安政3	1856	33	—	注)『御祈禱控記録』より			
安政4	1857	15	—				

御留山の粕屋郡若杉山では、平均して年1回、10月から3月の期間中に山猟がおこなわれた。獲物は鹿・猪で、表2のような獲物数となっている³³。

博多湾内に浮かぶ能古島は御留場であり、最大で600頭の鹿がいたとされ、鹿の被害に対しては必要に応じて家老が打ち払いに出かけていた。寛政10年(1798)には幼主の斉清(4歳)を後見していた秋月藩主の黒田長舒が能古島で山猟をおこない³⁴、犬285疋、勢子300人を領内から動員し、不足の分は能古島の女や子も動員された。3月26、27日の2日間での獲物は、鹿159頭、生け捕りの鹿2頭、兎1匹であった。

福岡藩最後の藩主となる黒田長溥は、安政2年(1855)に鷹部屋を廃止し、翌年には飼鳥をすべて野に放した。ほとんどの御猟場を解禁したが、東油山・立花山・若杉山・能古島の4か所は御猟場として残された。慶応2年(1866)に英国軍艦が来福した際には、能古島での鹿狩を許し、多くの猟師や勢子を出して1日で鹿60余りを鉄砲で打ち留めた。翌年にも英人4人に「御国御猟方」が供をして鹿狩をおこなった。同4年には、米国船が能古島荒崎沖に停泊していたが、無断で島に上陸し、無許可で鹿狩をした。

このように幕末まで御猟場としての規制を受けた能古島であったが、明治になって御猟場が廃止されると、鹿は数年でその姿を消してしまった。このことは、数年に1度の山猟により大量に鹿が捕獲されたとしても、日常的に御留場の中で鹿は保護されていたことで絶滅を免れていたとわかる。

幕府は慶応2年(1866)12月に最初の鷹場差し止め令を出し、以後、一気に鷹場の解体が進行していく³⁵。それより早く、福岡藩では鷹狩を止めたのである。これらの動向は諸藩でも同様であり、鷹場(狩場・猟場・留場)の全国的な廃止が環境に与えた影響は甚大だったといわざるをえないだろう。

おわりに

最後に、本稿で明らかにした点を踏まえ、今後の鷹・鷹場・環境研究の課題を展望してみたい。

本稿では北部九州に位置する福岡藩の鷹場を検討した。福岡藩主は大鷹・鶴(隼)・鶴といった鷹による放鷹を営むため、近世初期より猟場を維持するための禁猟区を設置し、法に基づいてその管理を進めた。こうして約250年間も続けられた放鷹制と鷹場の廃止は、生態系の頂点である鷹を維持するための環境保全システムに大きな変更を迫る出来事となった³⁶。すなわち、日本における鷹狩文化の衰退をももたらすとともに³⁷、鷹を庇護してきた社会・政治的インフラの消滅となって、環境破壊に大きな作用をもたらすことになったのである。

よって、近代化過程では、放鷹制という社会・政治的インフラを消滅させた二次環境のもとの環境破壊に加え、幕末以降に日本を襲った近代化の波のなかでもたらされた新たな環境因子によって破壊が急激に進むことになる。その過程を分析するためには、前近代における鷹と鷹場と環境の関係史を解明する重要性が本稿の作業で十分に明らかにできたと考える。

そこで、今後の課題であるが、まずは諸藩における放鷹流派の問題がある。流派によって放鷹術が異なれば、自然と向き合う方法も自ずと異なってくるからである。福岡藩の鷹匠頭の広羽氏が天保8年(1837)に江戸参府した際には、雑司ヶ谷との交流資金として金1500疋を藩から支給されている。雑司ヶ谷には將軍家御抱え鷹匠の「吉田流」の鷹部屋があったことからすれば³⁸、福岡藩の放鷹術は「吉田流」の影響が考えられる³⁹。諸藩においても、流派の検討がまずは必要だろう。

なかでも福岡藩では大鷹に限らず、隼にも鶴を取らせていた。しかし、大鷹を所持しているので、隼が好まれた理由を考えねばならない。これが流派の違いによるものなのか、他の要因によるもの

なのか見極める必要がある⁴⁰。一つの見通しとして、自然環境との関係では、常緑広葉樹林帯に属する西日本の植生から隼が好まれた可能性があり、広く同様の植生を持つ西日本地域の放鷹との比較・検討が必要だろう。また、福岡藩では大型の鷹は使わなかったが、落葉広葉樹林帯に位置する東日本でも鷹が使われないのかどうか。使用する鷹の種類といった視点から、それぞれの環境差をふまえて検討していくことが求められる。

第2に、福岡藩の鷹場は、城下町福岡を中心に山間部に及ぶ広範囲に設定されていた。鷹場は決して村落だけの問題ではなく、都市、街道、山林を広く含む領域であり、人の生活や環境に与えた影響の大きさは一目瞭然である。そこで、鷹・鷹場という環境因子が日常的に人や環境に与えた影響を多角的に検討することが求められる。本稿ではその点に関し、十分な検討をなしえなかったが、鷹匠や鷹関係役人の身分・格式、狩猟によって得られた諸鳥や皮革の流通・献上儀礼、鷹場という空間が都市・村落・山林を覆うように重層的に設定されていた意味など、従来の近世史研究に鷹・鷹場の視点を入れることで、近世の全体像を再構築する必要がある。

第3に、鷹の歴史は古く、日本でも権力者の力を誇示する象徴として古代天皇の鷹狩が知られ、中世には武士の重要な職能の一つとして狩猟が広まり、狩猟文化となって展開した。とくに武家社会では鷹を支配することが領主権の一つとなり、中世領主たる武家の文化と深く結びついていく。そこで、そうした古代以来の鷹をめぐる文化的営みが、いかに継承されて伝統化し、王権・領主権との結びつきを維持しつつ、伝統的な「知」として近世社会に広く伝播していくのか、といった問題が検討される必要がある。近年、鷹書の研究が進められているが⁴¹、江戸時代になって鷹書が流布する文化階層や出版文化との関わりなど、広く検討すべき課題が残されているといえよう。

第4に、鷹や鷹狩がどのように営まれていたの

かを具体的に知るためには、鷹図や鷹狩図といった画像資料や鷹書の分析が不可欠となる。これらの資料は大名や寺社といった領主層の史料群のみならず、庄屋や商家の史料群に含まれていることも多く、広範囲に伝存している。これらの資料を用いて狩猟動物の種類、狩猟方法、獲物の利用、人々の動物や狩猟に関する意識を具体化し、鷹狩文化の源流をさぐることも、残された大きな検討課題である⁴²。

以上、残された課題は多いが、領主的な契機とはいえ、生態系を持続させるために人為的に設定されていた鷹場という装置が喪失した側面を環境史のなかに位置づけることで、17世紀から19世紀半ばの江戸時代は、自然と人々が素朴に調和的に生活していたわけではなく、単に自然な状態に任せただけで豊かな環境が維持されていたわけではなかったことが解明されよう。そうなれば、「自然にやさしい」江戸時代像は打ち破られ、現代の環境を考えるうえでの示唆が得られることにもなる。

註

¹ 同様の見解として、江戸時代の環境史を精力的に分析している白水智は、「自然との調和」を話題にする言説の特徴として、弥生時代も古代も中世も飛ばして、なぜか縄文時代と江戸時代を「自然にやさしい」持続的な資源利用の時代としてことさらにもちあげる傾向がある、と指摘している（「近世山村の変貌と森林保全をめぐる葛藤—秋山の自然はなぜ守られたか—」（池谷和信・白水智編『山と森の環境史』シリーズ日本列島の三万五千年—人と自然の環境史5、文一総合出版、2011年）。

² ただし、鷹場が必ずしも環境保全のみに作用したわけではないことは正しく理解しておく必要がある。仙台藩では海岸林の黒松林を藩主の鷹狩の際に支障があるとして伐採したことが指摘されている（菊池慶子「失われた黒松林の歴史復元—仙台藩宮城郡の御舟入土手黒松—須賀黒松—」岩本由輝編『歴史としての東日本大震災』刀水書房、2013年。同『仙台藩の海岸林と村の暮らし』蕃山房、2016年）。

- 3 加賀金沢藩では、水鳥の住む潟縁の新田開発を望む村側と鷹狩環境の維持を望む藩側とで利害対立が起きている(石川県立博物館編『夏期特別展トキ舞う空へ 鳥と人の文化史』、2010年)。
- 4 里山に関する歴史研究としては、有岡利幸『ものとの文化史 里山』1・2(法政大学出版局、2004年)、水野章二『里山の成立 中世の環境と資源』(吉川弘文館、2015年)、後藤雅知・吉田伸之共編『里山の社会史』(山川出版社、2010年)などがある。また、湯本貴和編『シリーズ日本列島の三万五千年一人と自然の環境史』1～5(文一総合出版、2011年)は、日本列島の環境を体系的に分析している。ただし、鷹に関しては、荒垣恒明「巢鷹をめぐる信越国境地域の土地利用規制」(『山と森の環境史』5)が秋山地方の巢鷹の問題を取り上げている程度であり、全国に設置されていた鷹場と環境の関係を問う視点は弱い。
- 5 仲見秀雄「紀州藩の伊勢御鷹場」(『三重史学』22、1991年)。井上正秀「伊勢国における紀州様鷹場と尾州様鷹場」(『三重県史研究』24、2009年)。
- 6 「近世初期福岡藩における鷹場支配の展開」(『地方史研究』231、1991年)、「福岡藩御鷹場支配についての一試論」(『九州史学』105、1992年)。いずれも、福田千鶴『江戸時代の武家社会—公儀・鷹場・史料論—』(校倉書房、2005年)所収。
- 7 佐藤良子「近世における留場の展開」(『岡山地方史研究』72、1993年)。
- 8 岡崎寛徳「近世中期における彦根藩「御鷹場」の認識」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』岩田書院、1997年)。
- 9 『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、2008年)、『「環境」都市の真実 江戸の空になぜ鶴は飛んでいたのか』(講談社+α新書、2008年)。なお、本誌山崎久登による<書評>を参照のこと。
- 10 黒田長政期の法令は、「長政公御代御書出令條」による。福田千鶴「近世初期福岡藩の法令伝達」(『法令・人事から見た近世政策決定システムの研究』平成23～26年度科学研究費補助金基盤研究A研究成果報告書、2015年)に全文を翻刻している。なお、九州史料叢書『黒田御用記・長政公御代御書出令條』(1955年)にも翻刻があるが、誤字が多いので注意が必要。
- 11 鷹場の機能としては、政治的・軍事的役割、領域編成支配、治安統制、生活規制、役負担、贈答儀礼の資

源確保などがあつたと指摘されている。

- 12 鶉の第一の用途は食用と考えられるが、鷹とともに記されているところからすれば鷹の獲物として保護されたとも考えられる。『本朝食鑑』2(東洋文庫312)の鶉の解説に、「鶉はしたか(鷹の一種)でも能くとり」とある。
- 13 前掲福田『江戸時代の武家社会』II一。
- 14 根崎光男は、近世初期に天皇や公家が鷹狩をし、その獲物の贈答儀礼をおこなっていたことを明らかにした(前掲『江戸幕府放鷹制度の研究』第1章)。これは貴重な成果だが、江戸時代を通じて天皇・公家が鷹狩を継続的に実施していたのかどうかは、いまだ検討の余地がある。
- 15 籠橋俊光「仙台藩における国元産物の献上・贈答について」(『歴史』107、2006年)、同「仙台藩の国元魚・鳥類産物の調達システム—御日肴所・御肴方を事例に—」(斎藤善之・高橋美貴編『近世南三陸の海村社会と海商』清文堂出版、2010年)。
- 16 代表的研究として、大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、1997年)、岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』(校倉書房、2009年)。また、大友が近世の鷹の贈答儀礼の頂点には将軍がいたとするのに対し、根崎光男は将軍より上位に天皇がいたと指摘する(前掲根崎『江戸幕府放鷹制度の研究』46頁)。
- 17 大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、1996年)。
- 18 武井弘一『江戸日本の転換点』(NHK出版、2015年)。
- 19 池端裕樹「内野家と内野家文書について」(『福岡県地域史研究』9、1990年)。
- 20 福岡市博物館所蔵周防家文書29「御代々御鷹方覚」。本稿末に参考史料として掲げた。
- 21 「正房日記」(『甘木市史資料』近世編第7集、1985年)は延宝3年(1675)から元禄2年(1689)までの福岡藩の陪臣(又家臣)の日記である。そのなかで、狩猟で取った鳩を贈答に用いるとともに、「鳩焼」「鳩の焼鳥」を食していることが確認できる。
- 22 江戸時代の鶉に関しては、久井貴世「江戸時代の文献史料に記載されるツル類の同定：マナヅル・ナベヅルに係る名称の再考察」(『北海道大学大学院文学研究科研究論集』14、2014年)。
- 23 東日本の事例としては、馬産で有名な盛岡藩では、馬牧を守るために狼駆除が徹底され、これが生態系に变化をもたらし、「猪 飢饉いのししげがち」と呼ばれる飢饉となり、

仙台藩でも猪被害があったことが分析されている（菊池勇夫「盛岡藩牧の維持と狼駆除—生態系への影響」前掲『山と森の環境史』2011年）。

- ²⁴ 福岡藩の支藩である東蓮寺藩主黒田高政の書状によれば、餌差たちが鷹の餌として1日に犬1疋を殺しているという聞き、停止させるように命じた。餌差の言いは、角右衛門は1日に小鳥20、その他の者は1日に15宛の定めなので、犬を殺しているとのことだった。これに対し藩主は、これは昨冬の鷹狩の際に餌が多くは不要だったので、犬を用いたのであり、鳥屋の規定ではない、と反論した。しかし、餌差たちは、加増してくれれば精を出して鳥を取り、犬を殺さないと要求してきたので、藩主は餌差の黒幕とみられる団介を成敗するよう命じている（『福岡藩吉田家伝録』上）。この事例からは餌差といえども、鷹餌用の小鳥を捕獲するよりは犬を鷹餌に用いる方が容易であったこと、犬1匹で大量の小鳥の代用になったことがわかる。
- ²⁵ 『須恵町誌』（1983年）。『御用帳 御法令之部』（福岡県立図書館黒田家文書199号）。『鞍手町誌』上（1974年）によれば、「鷹の餌は古くは山鳥を主として用いていたが、江戸後期には鶏の肉を用いた」と説明し、文化12年（1815）の藩主出猟の際に底井野の郡屋で、「御用鶏」として7村から37羽の鷹餌が徴収された事例を掲げている。
- ²⁶ 福岡市博物館所蔵広羽家文書45号。『新修福岡市史』資料編近世②家臣とくらし（福岡市、2014年）に全文の翻刻がある。記者の広羽元宜は、初め通称は平之允を名のり、文政5年（1822）に見習いから御納戸頭支配となり、同8年に父小右衛門の引退により家督を継ぎ、御鷹方となった。石高は29石6人扶持である。天保4年（1833）11月に藩主の命により、通称を敏と改めた。天保期には、池田市九郎・桜羽安兵衛・坂本七助・広羽敏の4人が鷹匠頭を務めた。
- ²⁷ 是松文書。福岡県立図書館所蔵マイクロフィルムを使用。
- ²⁸ 藤實久美子「「武鑑」上の鷹拝領記事」（『鷹・鷹場と環境 NEWS』14、2016年）。
- ²⁹ 花見薫『天皇の鷹匠』（草思社、2002年）によれば、ハヤブサは1番から10番まで番号を付け、1年使ったら遠慮なく野に放し、必ず1年しか使わない、と説明している。福岡藩でも隼や鶴に番号をつけて管理したことが確認できる。ただし、「最上」は隼であり、大鷹

のような名前をつけられた隼もいたと考えられる。また「子ノ初種」「申ノ初種」などという名の隼がおり、捕獲した年の名を付けられて後年まで使われている。そのため、福岡藩では必ずしも隼が1年限りと決められていたわけではないようである。

- ³⁰ 鶴は嘴と脚が強いので、みだりに当てることはできないので、鶴を撃てる鷹は少なく、よく撃てる鷹はとくに愛玩されたという（前掲『本朝食鑑』2）。
- ³¹ たとえば、「御鷹方」の山部兵六（福岡県立図書館書蔵『浦記録』）は、『文化分限帳』（『福岡藩分限帳集成』）では広羽小右衛門とともに「御鷹方」に所属している。
- ³² 竿は「餌さし棒」ともいい、鳥の高さに応じて竿をつぎたしていくもので、最大11mになる竿が石川県立歴史博物館に保管されている（前掲『夏期特別展トキの舞う空へ』）。
- ³³ 九州歴史資料館編『筑前粕屋若杉山の仏教遺跡』（九州の寺社シリーズ8、1986年）。
- ³⁴ 前掲『浦記録』。
- ³⁵ 安田寛子「近世鷹場制度の終焉—幕末軍制改革および諸改革の中で—」（『法政大学大学院紀要』39、1997年）、同「近世鷹場制度の終焉過程と維持組織」（『法政史学』50、1998年）、同「近世鷹場制度終焉期における御鷹部屋管理の動向—御鷹部屋洗掃除と餌取請負人を中心に—」（『地方史研究』290、2001年）、同「鷹場制度終焉と鳥獵鑑札制度—鑑札回収をめぐる評議過程および処分の実態—」（『法政史学』57、2002年）等。
- ³⁶ 相馬拓也「モンゴル西部アルタイ系カザフ騎馬鷹狩文化の存続をめぐる脆弱性とレジリエンス」（『E-journal GEO』Vol. 10(1)、2015年）は、明治維新による社会体制の変換により、幕府によって一元的に管理されていた鷹取場、御狩場、地域住民への鷹狩関連資源の管理強制などの社会インフラが消滅したことの重要性を指摘しており、示唆に富む。ただし、幕府だけでなく諸藩においても同様の過程が進行したのであり、その問題を解明していくことが鷹・鷹場・環境研究会のめざすところである。
- ³⁷ 前掲相馬論文によれば、日本の鷹狩の衰退は、Harting J. E. 1891. *Bibliotheca Accipitraria*. Bernard Quaritch:216 に記されており、19世紀にすでにヨーロッパに伝えられていた。
- ³⁸ 元禄期の江戸における鷹匠同志の交流は、岩淵令治による本誌〈史料紹介〉を参照のこと。

-
- ³⁹ 既述のように、本誌岩淵令治〈史料紹介〉によれば、元禄期に福岡藩の鷹匠たちは大宮流の山本藤右衛門らと交流したことが確認される。ただし、周防家の鷹書には「信濃流」とも記されており、より詳細な検討は今後の課題である。また、前掲花見薫『天皇の鷹匠』（140頁）では、明治になって黒田侯爵家の羽田の鴨場に入入りした際に、花見たちの「諏訪流」とは流派の違う鳴島由五郎という鷹匠が入入りしていたと回想している。なお、鳴島の流派は未詳。
- ⁴⁰ 大塚紀子『鷹匠の技とこころ 鷹狩文化と諏訪流放鷹術』（白水社、2011年）では、「日本では鷹匠によって非常に個性が出やすいのがハヤブサ」と説明する（170頁）。実際の飼育において鷹と据前の相性はあるようで、広羽家の記録でも鷹の預け替えがよくおこなわれている。ただし、江戸時代の鷹は将軍や藩主の命によって鷹匠が預かるものである以上、据前の鷹に対する嗜好性が優先するとは考えにくく、広く雫が好まれた要因を多角的に解明する必要がある。
- ⁴¹ 代表的な著書を示すと、二本松泰子『中世鷹書の文化伝承』（三弥井書店、2011年）、三保忠夫『鷹書の研究』（和泉書院、2016年）。本誌兼平賢治による〈紹介〉を参照のこと。
- ⁴² 本誌水野裕史による〈研究報告〉を参照のこと。

〔謝辞〕本研究は、JSPS 科研費 16H01946 の研究助成を受けたものです。

図1 慶長11年(1606)福岡藩の鷹場と留山

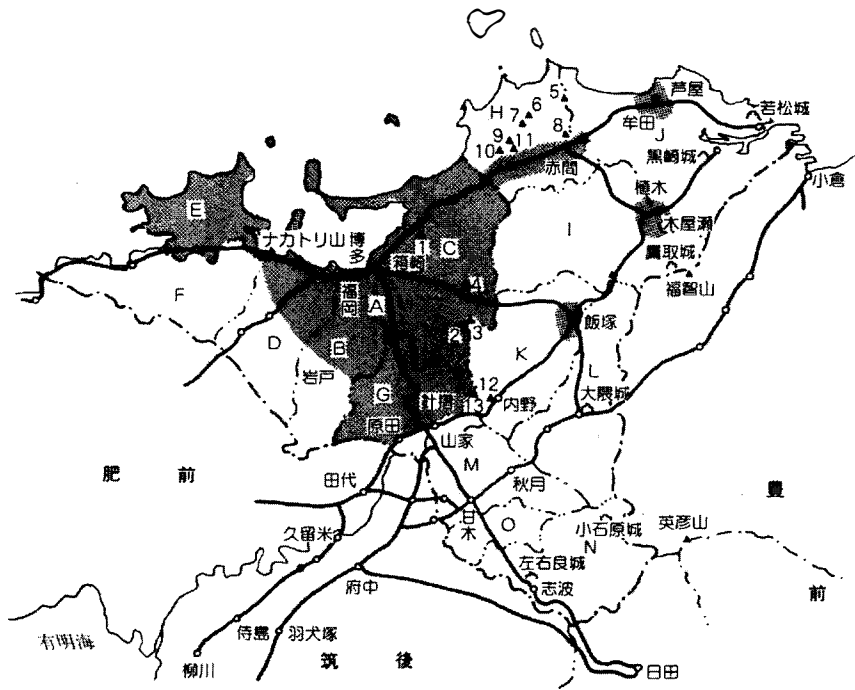
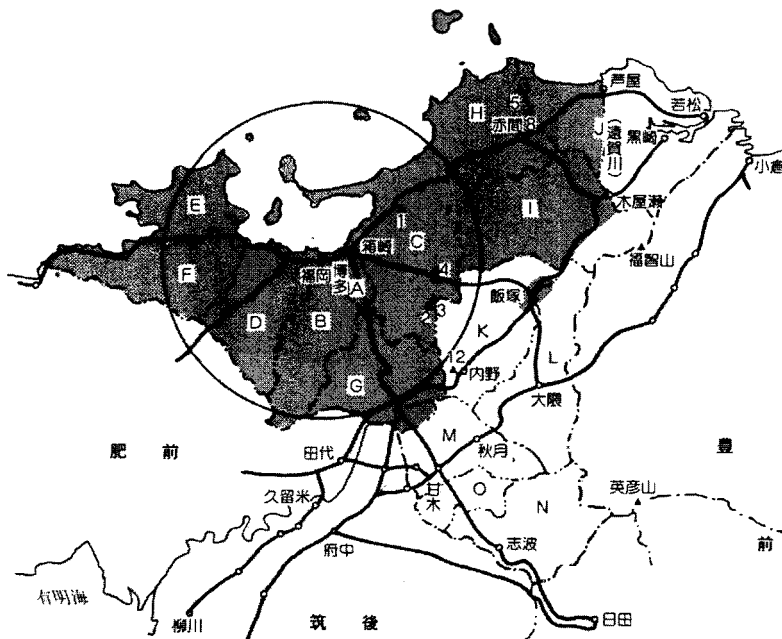


図2 寛永3年(1626)福岡藩の鷹場と留山



注1) A:席田郡 B:那珂郡 C:粕屋郡 D:早良郡 E:志摩郡 F:怡土郡 G:三笠郡 H:宗像郡 I:鞍手郡

J:御牧(遠賀)郡 K:穂波郡 L:嘉麻郡 M:夜須郡 N:上座郡 O:下座郡

注2) ▲は留山。1:立花山 2:須恵山 3:若杉山 4:金出山 5:孔大寺山 6:鎮国寺

7:池浦 8:赤間山 9:大井山 10:釈迦院 11:用山 12:内野山 13:山家山

注3) 網掛けは鷹場。 注4) 円内は半径20km

図3 福岡藩寛政7年(1795)「月払」提出村の分布図(須多田文書)

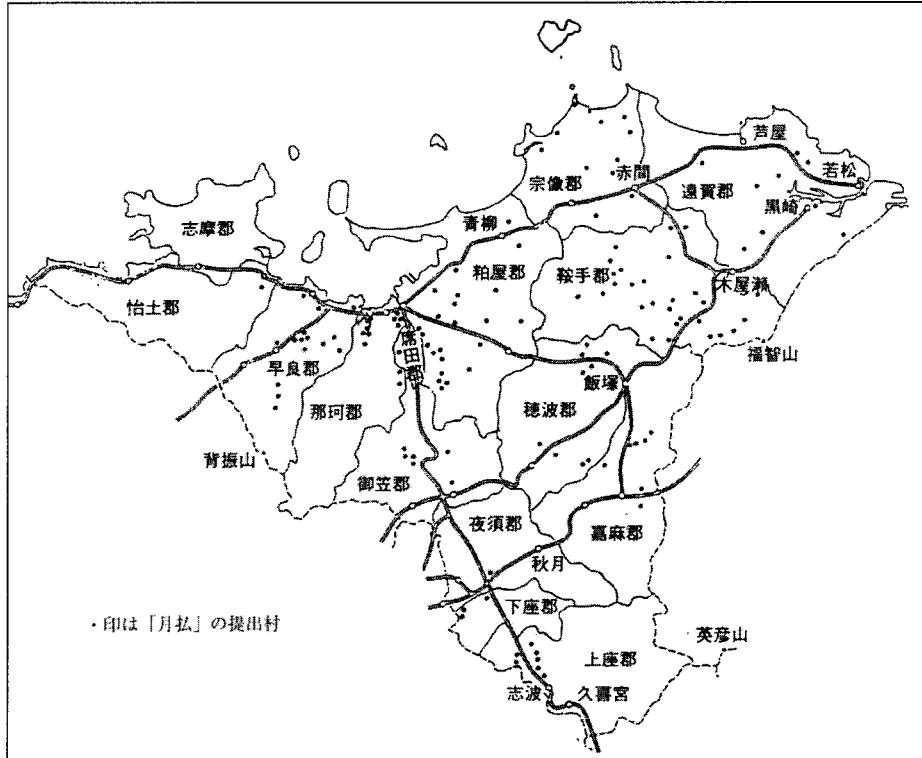
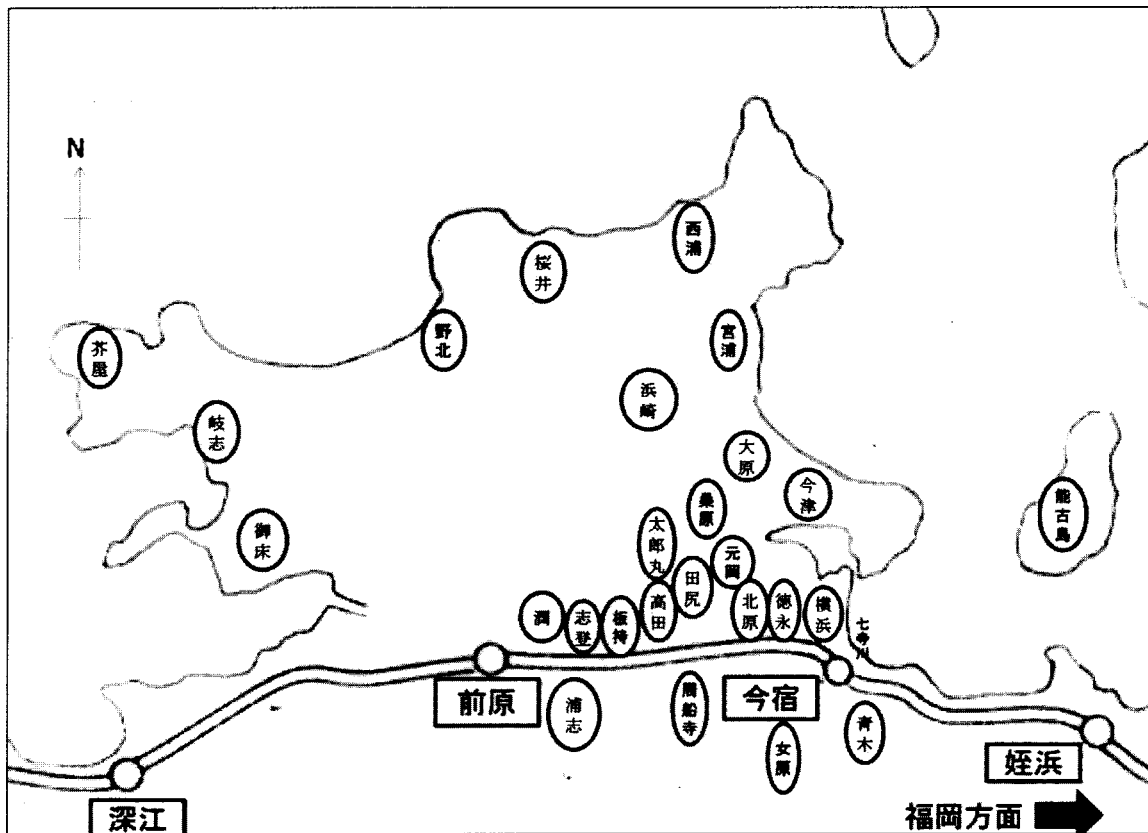


図4 志摩郡・怡土郡の地名



<参考資料>

(表紙)

「 御代々御鷹方

周防氏 」

(福岡市博物館所蔵周防家文書 29)

(前欠カ)

鷹野馬壹疋・馬捕共ニ御預ケ

一、参百石 杉原□□

御鷹匠拾人并足輕鳥□□人・御餌差貳拾人・御犬引六人御預ケ、御鷹方惣目附役御国中御鷹場支配被 仰付ル、鷹野馬壹疋・馬捕共ニ

一、百石 長野作之丞

一、百石 宝珠山武左衛門

一、百三拾石 肥後より来ル 川崎九右衛門

一、新知八拾石 中村権助

一、同八拾石 土野半四郎

此半四郎底井野御代官ニ被 仰付、遠賀郡御鷹場支配仕ル、

一、新知八拾石 豊嶋理左衛門

此理左衛門植木御代官被 仰付、鞍手郡御鷹場支配仕ル、

一、新知六拾石 長野正三郎

此正三郎倉八道喜弟子ニ成リ、あけ鷹仕ル、

一、同五拾石 八木又右衛門

此又右衛門肥後より来ル

已上

光之様 御代御鷹方

一、五百石 原佐太夫

御鷹匠拾人・足輕鳥見拾五人御預ケ、

鷹野馬壹疋・馬捕共ニ

部屋住

一、貳百石 同作右衛門

御鷹匠五人御預ケ、

一、四百石 杉原平助

御鷹匠拾人・鳥見拾五人・餌差二十人・御犬引四人、御鷹方惣目附御国中御鷹場支配仕ル、鷹野馬一疋・馬捕共ニ、

一、二拾石六人扶持 ^{平助子} 杉原小左衛門

一、拾五石五人扶持 ^{平助子} 同 助右衛門

一、三百石 根本九太夫

御鷹匠拾人・足輕鳥見拾五人、

鷹野馬壹疋・馬捕共ニ、

部屋住

一、貳百石 同金太夫

御鷹匠五人御預ケ

一、三百石 ^{御鷹医師} 荒井久右衛門

此久右衛門黒川与兵衛殿御肝煎にて被 召出、

一、三百石 周防清六

此清六安芸広島より来ル、御鷹匠拾人、

鷹野馬壹疋・馬捕共ニ、

一、二百石 長野作之丞

一、百三拾石 川崎九右衛門

一、三百石 池田市郎左衛門

御鷹匠拾人・鳥見拾五人御預ケ、

鷹野馬一疋・馬取共ニ、

一、三百石 江川伝左衛門

^(鷹野の長事欠カ) 足輕鳥見拾五人・御餌指三拾二人・御犬引四人御預ケ、御鷹方惣目附御国中御鷹場之儀をも支配仕ル、此時節より御鷹野場之儀、其所々之御代官に支配被 仰付ル、間には不被仰付御代官有之也、

一、二百石 安田弥右衛門

御鷹匠拾人・鳥見拾五人・餌指三拾二人・御犬引四人御預ケ、此鳥見・餌指・御犬引、江川伝左衛門隠居以後、弥右衛門ニ御預ケ被成、伝左衛門勤来之御役儀共ニ弥右衛門へ被仰付ル、

一、百石 ^{あけ鷹仕} 長野正三郎

此正三郎 (平出) 光之様御代ニ成四拾石御加増被下百石ニ被 仰付ル、

一、百五拾石 ^{あけ鷹仕} 佐伯弥左衛門

此弥左衛門柳川より来ルを被召抱ル、

一、二百石 若松次右衛門

御仕鷹之取次役

- 一、二百石 後ノ
小川孫兵衛
御鷹医に被仰付、江戸へ被遣、山本藤右衛門
殿弟子ニ被 仰付ル、
- 一、百五拾石 松隈五左衛門
此五左衛門肥後より来ル、被召抱 細工役、
- 一、二百石 山岡藤右衛門
若松次右衛門跡御仕鷹之取次役被 仰付ル、
- 一、二百石 桜羽三右衛門
此三右衛門秋月より被 召出ル、
- 一、百石 岡部源太夫
此源太夫直方より被 召出ル、
- 一、百五拾石 原加左衛門
清六子
一、百俵 周防文右衛門
御鷹医師
一、三拾石六人扶持 同文左衛門
此文左衛門安芸広島より来ル、被 召抱、
- 一、拾五石五人扶持 川崎助九郎
あけ鷹仕
已上

光之様 御隠居以後御鷹方

- 一、三百石 原作左衛門
御鷹匠・御餌指・御犬引共ニ御預ケ、
鷹野馬壺疋・馬とり共ニ、
- 部屋住
一、二拾五石六人扶持 同久七
- 一、三百石 山岡藤右衛門
御仕鷹之取次、御鷹之場之儀をも承ル、
- 一、三百石 桜羽三右衛門
鷹野馬壺疋・馬捕共ニ御預り、原作左衛門殿
死後、御鷹匠・御餌指・御犬引共ニ山岡藤右
衛門と兩人仕候て支配仕候様ニ被 仰付、
- 御鷹医師
一、百五拾石 周防文左衛門
右同断
- 一、百五拾石 周防文右衛門
- 一、三拾石七人扶持 長野作之丞
- 一、二拾石六人扶持 長野正三郎
- 一、二拾石六人扶持 猪野十蔵
- 一、二拾石六人扶持 広羽八右衛門
- 一、拾五石五人扶持 奥山八兵衛
- 一、拾五石五人扶持 鷹細工役

松隈喜兵衛

- 一、五人扶持 川崎独友
此助九郎隠居仕候て独友と改メ罷申候ヲ、外に
あけ鷹仕無之ニ付被 召出、あけ鷹被 仰付ル、
已上
- 綱政様 御代御鷹方
- 一、二百石 岡部源太夫
御鷹匠・御餌指・御犬引・御鳥見御預ケ、
鷹野馬壺疋・馬とり共ニ、
- 一、百五拾石 安田十郎右衛門
岡部源太夫 御鷹方
御口後跡役此十右衛門へ被 仰付、御預ケ之品
源太夫同前、
- 一、百五拾石 原加左衛門
- 一、三拾石六人扶持 古川又市

甲斐守様鷹匠頭

- 三右衛門親
桜羽安兵衛
右安兵衛儀秋月御分知之時分、
(平出) 甲斐守様へ御附ケ被遊也、

市正様鷹匠頭

- 源大夫親
岡部源太夫
右五左衛門儀、直方御分知之時分
(平出) 市正様江御付ケ被遊也、

宣政様御代御鷹方

- 一、貳百石 池田市郎左衛門
- 一、六人扶持貳拾石 古川又市

継高様御代御鷹方

- 一、貳百三拾石 池田市郎左衛門
御仕鷹御預ケ、御鷹匠・御鳥見御預、
鷹野馬壺疋・口付共ニ、
- 一、百八拾石 坂本孫右衛門
御鷹御預御鷹匠御鳥見御預、
鷹野馬壺疋・口とり共ニ、

- 一、六人扶持式拾五石 桜羽安兵衛
御鷹御預・御鷹匠・御鳥見御預
- 御鷹医師
一、百五拾石 周防清市
此清市親作太夫隠居仕、常山ト相改居申候、
又隠居扶持被下、御鷹部やへ折節罷出、病鷹
之有之節ハ、御鷹医師相勤様ニ被 仰付ル、
清市親
- 一、三人扶持 周防常山
市郎左衛門子
- 一、五人扶持 池田善次
御鷹御預、御鷹匠・御鳥見・御餌指二十人・
御犬引御預、
孫右衛門子
- 一、五人扶持 坂本貞次
御鷹御預、御鷹匠・御鳥見御預

【解説】

本史料は、福岡藩の御鷹方に勤務した周防家に伝来する覚書である。形態は長帳で、12丁。記者は「周防氏」とのみ表紙にある。また、「御代々御鷹方覚」と表題があり、福岡藩歴代藩主の御鷹方の記録であるが、前欠とみられ、初代長政、2代忠之の途中までが失われており、3代藩主光之から6代藩主継高までが確認できる。そのような限界はあるものの、近世前期のみならず、分限帳では把握できない扶持米取りの御鷹方がわかる点でも貴重な資料である。翻刻にあたっては、一部、落書や黒印による末梢等があるが、本文には関係ないものと判断して除外した。以下、本史料から興味深い内容を簡単に紹介する。

初期の鷹匠頭は、鷹方総目付・国中鷹場の支配を担い、鷹匠・足軽鳥見・餌指・犬引を配下に置き、馬一疋を馬の口取りとともに預けられていた。この馬は「御馬」とはなっていないことから、藩主用の馬ではなく、鷹匠頭用の馬と判断される。また、光之期には御鷹方1組の規模が鷹匠10人・足軽鳥見15人・餌指20(32)人・犬引4人という構成であったことが具体的にわかる。

光之の代に鷹場支配は代官支配へと移行した

(江川伝左衛門の項)。これは鷹匠頭以下が初期に担っていた領内監視の役割を免除されたものと考えられ、以後の御鷹方は鷹狩専門職と化し、家業としての技術の継承が図られることになる。そのことは、父とは別に子が扶持を与えられて御鷹方に関わっているところからも確認できる。

鷹匠の技術が家業化する前史として、近世前期の鷹匠が流動的な存在であったことを本史料から指摘できる。それが、狩猟という本来の行動様式に起因するものなのかどうかは他の史料による裏づけが必要だが、安芸広島・肥後・筑後柳川から来て新規に召し抱えられている。

なお、光之期に小川孫兵衛が鷹医に命じられ、幕府鷹匠の山本藤右衛門に弟子入りした点は、本誌で岩淵令治が紹介している「元禄五歳江戸一卷覚書」でも山本家との交流が確認され、福岡藩鷹匠の流派を検討するうえでも注目すべき事項である。

最後に、参考までに寛文期(1661-73)の福岡藩御鷹方の構成を示しておく。

寛文官録「御鷹方」

氏名	石高・禄高	備考
周防道夢	300	勝吉・清六
荒井久右衛門	300	
杉原小左衛門	250	正則
若松次右衛門	150	生利
佐伯弥左衛門	150	
池田市郎左衛門	150	
小河三四郎	150	
江川伝左衛門	150	
松隈五左衛門	150	正次
川崎九郎兵衛	130	御餌差頭
安田作弥	100	
長野正三郎	100	
根本金太夫	20石6人	重信、九太夫子
根本小源太	15石6人	九太夫二男
川崎権太郎	10石3人	九郎兵衛子
松隈六之丞	8石3人	正方、五左衛門子
若松作右衛門	8石3人	中道具預、次右衛門子

出典)福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』(海鳥社、1999年)より作成

(付記) 史料閲覧にあたっては、福岡市博物館の宮野弘樹氏に大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。